

令和元年12月9日
ジェイアールグループ健康保険組合

任意継続被保険者に係る標準報酬月額の上限についてのお知らせ

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に任意継続被保険者になる方の標準報酬月額の上限を、410,000円（第27級）とします。

以上